

最近の提言等（令和元年度）における
標準授業時数や発展的な学習・補充的な学習に関する記載

○教育再生実行会議「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）」（令和元年5月）

国は、社会で求められる力や教育における技術利用が急速に変化していくことを踏まえ、こうした変化に学校現場が迅速かつ柔軟に対応できるよう、学習指導要領や学習指導要領解説の一部改訂の実施や現代的な諸課題に対応した教材の作成など、教育課程の不断の見直しを行うとともに、多様な実態に応じた教育課程編成を可能とする観点から、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方について、中央教育審議会の検討を踏まえ、見直す。

○自由民主党教育再生実行本部「教育再生実行本部第十二次提言」（令和元年5月）

＜「次世代の学校指導体制実現部会」提言＞

- ・一人一人の子供たちの状況に応じた学びの充実と学習成果の向上のために、各学校において思い切った教育課程の重点化・特色化が可能となるよう、年間授業時数や標準的な授業時間等を含む学習指導要領の在り方を見直す。

＜「新時代に対応した教育提言部会」提言＞

- ・個々の子供たちの進度や能力、関心に応じた学びを提供することができる発展的な学習を積極的に取り入れるなど、公正に個別最適化された学びの実現に向け、授業の改善を図る。
- ・先端技術の活用など指導形態・方法を踏まえ、子供たちが学びを一層深める時間を生み出すことができるよう、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を検討する。

○経済産業省「未来の教室」とEdTech研究会 第2次提言「『未来の教室』ビジョン」（令和元年6月）

「学びの自立化・個別最適化」の実現に向けては、標準授業時数のような、学びを集団的かつ時間的に管理する考え方との関係の整理が必要になる。学校が従来型の一斉・一斉・一方向的な授業ではなく、EdTechを活用した子ども達による自学自習と学び合いを基本とした授業運営をする場合の、標準授業時数の考え方を整理し、より短い時間で高い成果を上げることの評価し許容する、明確な指針を、政府として学校現場に対して示すべきである。

また、決められた時数の授業に出席したか否かに重きを置く「履修主義」ではなく、理解度・達成度を客観的に測定する「到達度主義」に基づく評価と、それに基づく授業編成を認めるべきである。そして、学習指導要領に基づく、学年ごとに定めた学ぶべき単元の縛り等の制約も緩和されるべきである。

○経済同友会「自ら学ぶ力を育てる初等・中等教育の実現に向けて」（令和元年4月）

学校教育法第17条は、義務教育の範囲を年齢で定め、同施行規則は別表において、各教科等それぞれの授業時数や各学年におけるこれらの総授業時数の標準を定めているが、スタディ・ログの活用により、一人ひとりの進捗・理解度をより精緻に把握することが可能となった現在、こうした一律の定めは撤廃すべきである。また、将来にわたり個々人に能力を最大限発揮させる観点から、文部科学省は、いわゆる飛び級の制度化や原級留置の運用についても改めて検討し、本人の修得レベルに応じた教育を提供すべきである。